

議第 1 号

高山市高度情報通信都市推進会議設置条例を廃止する条例について

高山市高度情報通信都市推進会議設置条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市高度情報通信都市推進会議を廃止するため制定しようとする。

高山市高度情報通信都市推進会議設置条例を廃止する条例

高山市高度情報通信都市推進会議設置条例（昭和59年高山市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
（高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員長から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額	教育委員会委員長から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額
地域審議会委員～国民保護協議会委員（略） 誰にもやさしいまちづくり推進会議委員 <u>高度情報通信都市推進会議委員</u> 男女共同参画推進懇話会委員～市場運営協議会委員（略）	日額 9,100円		地域審議会委員～国民保護協議会委員（略） 誰にもやさしいまちづくり推進会議委員  男女共同参画推進懇話会委員～市場運営協議会委員（略）	日額 9,100円	
スポーツ推進委員の項（略）			スポーツ推進委員の項（略）		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		